

九戸村小中学校建設等整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 九戸村内の小学校及び中学校の建設について、必要な事項を検討するため、九戸村小中学校建設等整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 九戸村内の小学校及び中学校の建設整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 村議会議員代表
- (2) 学識経験者等
- (3) 村内小中学校長・保育園長等代表
- (4) 村内小・中学校・保育園等保護者代表
- (5) 村民一般公募委員
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

- 2 委員会に委員長1人及び副委員長を1人置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めた時は委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。